

HYPER FLASH

35

vol.

Mar. 2006

[ハイパーフラッシュ]

インターネットの変質

2

ハイパーネットワーク社会研究所 理事長

公文俊平

連載 海外の情報化動向

6

「インターネットのガバナンスとセキュリティ」

ハイパーネットワーク社会研究所 副所長

会津 泉

ICカードを使った地域通貨の導入

8

九州大学大学院 比較社会文化研究院

ハイパーネットワーク社会研究所 共同研究員

大杉卓三

中小企業庁委託事業 平成17年度情報モラル啓発事業

10

「情報社会で問われる企業の社会的責任」

ハイパーネットワーク社会研究所 主任研究員

渡辺律子

報告 第50回ハイパフォーラムの報告

12

インターネットの変質

ハイパーネットワーク社会研究所 理事長 公文 俊平

わがハイパー研がインターネットの普及支援に乗り出しから、もう十年あまりになる。この間、インターネットは恐るべき速度で成長を続けてきた。昨年の終りには、世界のインターネットユーザー数は十億人を超えたが、依然として年20%近い率で増加中だという。そのユーザーの三分の一以上が、アジアにいる。

だが、ふと気がついてみると、ハイパー研の活動の基本テーマは、ネットの「セキュリティ」や「情報モラル」になってしまっている。ネットにはウイルスやスパムメールが溢れ返り、なりすまし詐欺が横行している。ウェブサイトやブログの「炎上」もひんぱんに見られる。私も、迷惑メールのあまりの多さに堪えかねてメール・アドレスを変更したり、名刺に記載することを止めてしまったりしたのだが、それも一時の効果しかない。しばらく使わなかったパソコンを立ち上げてインターネットに接続する時など、一瞬の隙をついてウイルスに侵入されはしないかと心配でならない。

いつのまにそういうことになってしまったのか。初期のインターネットのいたるところに見られたユーザー間の信頼と共に働く理念は、どこかに行ってしまったのだろうか。もともとインターネットのあるべき姿としては、「エンドツーエンド」の「ステューピッド・ネットワーク」、つまりネットワークの「端」ないし「縁」^{エンド}にいるスマートなユーザーたちが「インテリジェンス」をもち、ネットワークの側は、あらゆるユーザーに対して無差別に開かれていて、ユーザーから送られてきたデータを愚直に「ベストエフォート」で流すだけでよいとされていた。

ところが、近年のインターネットは、少なくとも三つの違うモデルに分化してきている。ISP、つまりインターネット・サービス・プロバイダーによる「囲い込み」モデルと、政府による「国策」モデル、そしていわゆる「ダークネット」の三つがそれだ。

囲い込みモデル

これは、アメリカで典型的に見られる。アメリカでは、データを伝送するための「パイプ」となる電話線や光ファイバー、あるいは同軸ケーブルを所有している地域電話会

社やケーブル会社が、自らISPとなって、パイプ所有者としての独占的な地位を利用して顧客を囲い込もうと始めた。彼らは第一に、自分たちが投資して構築した通信回線その他の「ネットワーク要素」を競合他社に開放することを定めている現行通信法の規制の「緩和」を求める。とりわけ自社が敷設した光ファイバーについては、これまでの同軸ケーブルの場合と同様に開放義務をなくすよう求め、政府や裁判所もそれを支持するようになってきた。だがその結果として、ブロードバンドへの移行は遅れに遅れているばかりか、通信料金は高止まりから引き上げの方向に向っていて、インターネットの普及と利用の面での米国の優位は失われる一方となっている。

しかし強力な政治力を誇る米国の地域電話会社にとっては、そんなことは問題とするに足りないようで、彼らはここからさらに進んで、今度は、

1. 他のウェブサイトやサービス会社との間に、コンピューター・ユーザーに到達する際の優先順位を決める契約（たとえば、ヤフーの検索要求をグーグルのそれに優先させるといった契約）を結ぶことを認められてしかるべきだと、
2. ライバルのVoIP（インターネット電話）会社に課金することで、彼らのサービスの品質を保証できるようにするとも認められて当然だ

といったたぐいの主張を展開し始めている。とくに地域電話会社は、固定電話とインターネットに加えてテレビのサービスも提供する「トリプルプレー」から、携帯電話サービスも取り込んだ「クオドラップルプレー」へと進み、最終的にはケーブル会社を蹴落として「グランドスラム」（一人勝ち）を狙っている。そこに浮かび上がってくるのは、通信インフラから各種のデジタル・コンテンツの提供にいたる「情報通信サービス」の全分野を垂直統合して巨大なメディア帝国を作り上げようとする野心である。

しかし、米国の地域電話会社のこの野心は、消費者を依然として受け身の「カウチポテト」として囲い込もうとする傾向が強く、智民（スマートピープル）の台頭が著しい情報社会の現実に逆行する性質のものだといわざるを得な

い。要するに、米国で大成功をおさめた20世紀後半のマスメディア産業の21世紀版にすぎないのである。

国策モデル

これは、中国を筆頭に途上国が推進しているモデルで、インターネットを自国の政策を推進するための手段、すなわち国民の統治や教化の、また国全体の軍事的・経済的発展の、手段として活用しようとするものであって、「開発主義モデル」と言い換えてよい。中国のインターネットに見られる過激な反日の言辞、あるいは中国からと推定される日本政府関係のウェブサイトへの攻撃などは、中国政府の指導あるいは黙認の下に行われているらしい。最近の出来事としては、中国政府が、グーグルやマイクロソフトなどのインターネット企業の中国進出を許す条件として、政府に批判的なコンテンツへのアクセスを規制するよう求めたことが注目される。グーグル等の米国企業はそれを受け入れるために、今度は米国内でそれが政治問題化して、中国国内でウェブサイトを運営しているほぼすべての米国企業に対して、それらのサイトを国外に移転することを義務付ける法案が提出されようとするなどの騒ぎになっている。もっとも、それは反中国派のスタンドプレーにすぎないという厳しい指摘もある。いま先頭に立って騒いでいる議員たちは、自国内での自由や人権擁護には無関心どころか、抑圧する側にいるのではないかといふのである。

中国その他の途上国はまた、インターネットの「グローバル・ガバナンス」に関して米国政府が圧倒的な影響力をもっていることに反発し、ガバナンスを国連の下に移すよう要求している。

もちろん、近代化の途上国が政府が大きな指導的役割を發揮する「開発主義」政策を採用するのは、当然といえば当然のことで、米国、ドイツ、日本など、近代化の後発国はこぞって開発主義を実行してきたし、先発国のイギリスですら何百年にもわたって「無意識の開発主義」政策をとっていたという村上泰亮の指摘もある。そしてインターネットも、それが強力な手段であればあるだけ、今日の途上国政府がそれを開発主義的に利用しようとするのは、これまた当然至極だろう。その意味では、中国政府のふるまいに対してあまり目くじらを立てるのは、自分自身が開発主

義的な過去をもっている——いやそれどころかそれが不要な段階にいたってもなおその残りかすを引きずっている——先発国としては、見苦しいというべきだろう。それに、最近の米国に見られるように、ボルノ規制のためとか、テロリスト対策のためと称してインターネットを検閲しようとする動きもあるとすれば、なおのこと他国を批判できた義理ではない。もちろん、だからといって「自由」や「民主主義」の価値に対してシニカルな態度を取るのは問題だし、自社のビジネスのために途上国を開発主義に迎合するのも、決して誉められたことではない。他方、米国政府のこの種の規制は批判しながら、中国政府がスパムや海賊版の取り締まりを強化するために行うインターネットの規制は歓迎するという態度も、首尾一貫しているとは必ずしもいえまい。実際、すでに世界第二位の「スパム大国」の汚名を着ている中国政府が、規制の効果がどこまであがるかは別にして、国際的な評判を気にして、スパムの規制に乗り出さざるを得ないと考えるのも、当然のことだろう。要は、それぞれの国がバランスをどう取るかである。

ダークネット

インターネットの分化の第三の方向は、「ダークネット」化ができる。そもそもこの言葉は、マイクロソフトの研究者たちによって、「デジタル・コンテンツを通有するために用いられるネットワークと技術の集まり」といういささか無味乾燥な術語として2002年に作られていた。しかしその後、ジャーナリストのJ.D.ラシカが、この「ダークネット」を、「閉鎖的な社会空間として形成される人々の多種多様なネットワークのすべてをさす」と定義し直した。つまり、クラブ型の共同利用ネットであれば、ハッカーやクラッカー、反体制派や犯罪者、テロリストなどのネットワークであり、専門家や業界人のネットワークであり、学生たちのファイル交換ネットワークであり、完全に暗号化された「フリーネット」のようなネットワークであり、外部の世界に対しては閉ざされているという意味で、すべて「ダークネット」と呼んでよいことになる。

もちろんダークネットが外部の世界とかかわりをもたな

いわけではない。新メンバーのリクルートの仕組みは当然ある。そこから外部の世界に流しだされるものもある。ウイルスやスパムメールにせよ、過激な政治宣伝やいかがわしい邪教的言説にせよ、みなここから出てきていると言つてよいだろう。

ダークネットが、不信と裏切りの渦巻く無秩序の世界だというわけではない。逆に、相互の信頼を基盤として構築され、有能なメンバーの選別や育成と淘汰にもっとも熱心で、大きな成果を上げ続けているネットといえば、ロシアのどこかに根拠地をもつネット犯罪者のグローバルなダークネットではないかというルボルタージュが発表されているほどである。

それはともかく、恐らく一番広い意味では、開かれた透明なインターネットとは異なる闇い込み型のネットも、政府検閲・統制型のネットも、すべて一種のダークネットだということができるかもしれない。つまり、現在見られるインターネットの変質とは、その「ダークネット化」に他ならないのである。

壊れるインターネット？

ダークネットに向う滔々たる流れの中で、これまでの開かれた透明なインターネットは、無残に崩壊しつつある、いやすでに事実上崩壊してしまったと見る人もいる。Technology Reviewの2005年12月号には、そうした見方について多数の専門家にインタビューを行った結果が、手際よく要約されている。

すなわち、インターネットにはアーキテクチャー面での根本的な欠陥がある。そもそも全般的なセキュリティの保証など、インターネットでは最初から考慮されていなかった。だから、ウイルスやスパムは本来的に止めようがない。ファイアーウォールやアンチスパム・ソフトウェアなどは、セキュリティを少しでも高めるための継ぎ接ぎ細工にすぎない。現在のインターネットがそれでもなんとか機能しているのは、ウイルスの作者たちの自制のおかげとも言えるくらいだ。彼らにしても、あるいはインターネットを利用しているほとんどの犯罪者にしても、インターネット自体が壊滅してしまっては元も子もなくなるからである。もちろん、インターネットに象徴される近代文明あるいはアメリカ文明それ自体を破壊しようとしているテロリ

ストには、また別の思惑があるに違いないが、いまや彼らとしても、インターネットがまったく利用できなくなれば活動の手足をもがれてしまうだろう。

いずれにせよ、セキュリティ問題に抜本的に対処しようとすれば、新たに発生する問題を発見して報告したり、ユーザーの的確な認証を可能にしたりするソフトウェアを最初から組み込んである大規模で頑健なアーキテクチャーを、ウェブ用にあらためて設計しなおす必要がある、というのが多くの専門家たちの結論である。全米科学財団は昨年すでに、インターネットの新しいアーキテクチャーを開発するための計画に、3億ドルを支出することを決めている。

だが他方では、やや違う見方もある。なんのかんのといわれながらも現にまだインターネットはなんとか機能しているから、そこまですることはなかろうというわけだ。既存の「ステューピッド」なインターネットを、より「スマート」なネットワークに作り替えようとすれば、その構造はより複雑なものになり、その結果として誤りがより多く発生しやすくなる危険が大きいので余計なことはしない方がいいというのである。

蘇るインターネット？

そのどちらの見方が妥当なのか、私にはなんともいえない。

だが、以上にみた四つの流れのいずれとも異なる流れがインターネットの世界に出現しつつあることは見逃すわけには行かない。梅田望夫が近著『ウェブ進化論——本当の大変化はこれから始まる』の中で指摘している、インターネットの「あちら側」、すなわち「インターネット空間に浮かぶ巨大な情報発電所とも言うべきバーチャルな世界」の出現がそれである。具体的には、グーグル社が中心となって推進している「知の世界の再編成」と「新しい富の分配メカニズム」である。

もっとも、率直に言って私はネットの「あちら側」という言い方はびんと来ない。確かに、自分の端末からインターネットにアクセスしている私にとっては、アクセス先是私の端末の「あちら側」にあり、私は「こちら側」にいる。しかし、「あちら側」のサーバーからすれば、私の端末やそれを使っている私は、やはりインターネットの「あ

ちら側」にいることにはならないか。総考えると、私はむしろ、梅田のいう「あちら側」とは、これまでのインターネットの「縁」の一部そのものであって、ただそれが異常に肥大したコンピュータ・システムとなり、そこにあらゆる知が吸い込まれて「通識」——つまりその通有が最初から前提されている知識や情報——となり、その再編成が行われると共に、その通有が媒介される場となったものだと見たい。再編成された「通識」は、それを利用するためのさまざまなサービスと組み合わされて、基本的に無償で人々に提供されている。つまりそこでは、あらゆるデジタル・コンテンツが、最初からその自由な通有（分け合い）が前提されているコンテンツとして生産／収集され、再編成されているのである。グーグルは、この意味での巨大な「通識ベース」——私はそれを、産業社会の「富」に対比しうる情報社会の「智」と呼んでみたい——の管理者として活動している。

情報社会において、ほとんどの知識や情報が通識となるのは、あたかも、これまでの産業社会では、ほとんどの財やサービスが最初からその販売が前提されている「商品」として生産され流通するようになったのと、よく似ている。だが、「通識」は「商品」ではない。知識や情報は分けてもなくならないばかりか、それがデジタル・コンテンツの形をとっている限り、その複製や配布にはほとんど費用がかからない。したがってそれらを商品（知財）として販売したいと思ったところで、競争があれば、その価格はゼロに無限に近づいていく。つまり、知財ビジネスは、なんらかの独占なしには成立しないのである。その意味では、知財ビジネスが著作権や特許権の強化に狂奔するのは、無理もないところがある。

しかし他方では、この「バーチャル世界」の中では、新たな希少性をもつ財が大量に生み出されていることに注目すべきだろう。たとえば、ひんぱんに使用される検索語の検索結果のそばに広告を出す権利は、その一つである。検索結果の表示される場所の「先頭」も、高い希少性をもつ。ある検索語で検索したとき、自社のサイトが常に先頭にでてくるような仕組みを作ることが可能ならば、その仕組みは高い経済価値をもつ。あるいはまた、たまにしか訪れる人のないニッチなサイトであっても、そこに集まる人々が興味をもちそうな商品を生産している企業にとって

は、そこは少なからぬ希少価値をもつ広告場所となりうる。グーグルやアマゾンは炯眼にもこのことにいち早く気づき、産業社会で活動する企業に対して、そのような新種の財を商品として提供することにしたばかりか、その売上の一部をサイトの運営者に対して分与することで、自社の活動に加えて情報社会のさまざまな智民の生計をも支える経済的な仕組みを構築することに成功しつつある。これによって情報社会は、自らの存立の経済的基盤をえたことになる。もちろんこの基盤はまだ弱体であり、グーグルのような「智業」はともかく、多くの「智民」たちがそれだけに頼って生活していくことは到底できない。しかし、この仕組みが今後さらにどのような展開を見せるか、興味津々である。

それにしても、ここに出現した巨人グーグルとは、そもそも何物だろうか。梅田は「グーグルのミッションは世界政府のためのシステムを開発することにある」というグーグル社員の言葉を紹介している。私なら、グーグルあるいはグーグルを運営する「智業家」のことを、「自己組織する運動体としての通識ベース（智）」の人格化だと言ってみたい。もちろんそれは、産業社会の「資本家」のことを「自己増殖する運動体としての資本（富）」の人格化だとみなした、マルクスのもじりなのだが。

付記：ところで、グーグルが創り出した「通識ベース」それ自体は、その中に、梅田のいう「参加自由のオープンさと自然淘汰の仕組み」を組み込んでいる。つまり、自由で開放的でありながら、品質が保証され、劣悪な存在や邪悪な存在を見つけ出しあげて淘汰し去る仕組みを備えているという意味で、これまで理想とされてきた自由でオープンな「インターネット」よりも一段高い次元にいることができるだろう。だがそれでは、そのような通識ベースを設計し運用しているグーグルという組織自体、つまり通識ベースというシステムの「メタシステム」にあたる組織自体は、はたしてどこまで「参加自由のオープンさと自然淘汰の仕組み」を備えているといえるのだろうか。われわれは、そのような特性をメタシステムにも求めてしかるべきだろうか。それともそれは次元の異なる問題なのだろうか。

インターネットのガバナンスとセキュリティ

ハイパーネットワーク社会研究所 副所長 会津 泉

チュニスサミット、「IGF設置」などで合意

インターネットや携帯電話などによる、地球規模での情報社会の形成は、依然としてそのスピードを落としている。そうしたなか、2005年11月、チュニジアの首都チュニスで第二回世界情報社会サミット(WSIS)が開かれ、最大の懸案「インターネットガバナンス」問題の合意を含む「チュニスサミット文書(チュニスコミットメント、チュニスアジェンダ)」を探査して終了した。

このサミットは、「デジタルデバイドの解消」を主テーマに開かれ、参加者は176カ国2万人、50ヶ国の首脳が集い、様々なテーマのパネル討論、シンポジウム、展示で予想以上の盛り上がりを見せた。日本からは政府、企業、市民社会から合計160名が参加した。

WSISでは、「情報社会の責任論」を象徴するよう 「インターネットガバナンス」をめぐって各国政府間で激しい議論が続いてきたのは、すでにご紹介してきた通りである。日本からは民間主導の体制の発展を主張する「インターネットガバナンス・タスクフォース(IGTF)」が設置され、ハイパー研はその事務局を務め、私もその一員として議論に積極的に参加してきた。

結局、チュニジアでは、政府に加えて民間企業、市民社会の三者が参加する協議の場、「インターネット・ガバナンス・フォーラム(IGF)」を、とりあえず5年時限で設置することで、ようやく各 government の間の合意が成立した。ただし、これとは別に政府同士の「協力の強化」を目指す新しいプロセスも、国連事務総長によって開始されるという合意も文章化され、IGFとこの「協力の強化」の関係は曖昧なまま、妥協が成立したのだった。

* * *

WSISは、ジュネーブで2003年12月に第一回サミット

を開いたが、インターネットガバナンス問題はそこでは決着がつかず、政府、企業、市民社会代表40名による作業部会(WGIG)を設置して検討が続けられた。WGIGは、課題を以下の4群に整理した¹。

- ①物理的、論理的なインフラ・資源の課題
- ②スパム、ポルノなど、ネットの利用にかかわる課題
- ③電子商取引、著作権など、社会的な影響が広い範囲の課題
- ④「デジタルデバイド」関連の、開発途上国への普及促進策

もっとも問題になったのは、①のドメイン名、IPアドレスなどの管理のあり方で、米国政府が継続してきた単独支配体制が政治的な争点となった。IGFの設置で、この問題が解決したわけではない。むしろ、これまでのドメイン名管理問題に加えて、セキュリティなどの課題も含めた、より具体的なテーマや分野で議論が発展する可能性も高い。

足掛け3年議論したが、結局本質的な解決はできず、またも先送りされたのだが、この結果は『三方一両得』と解釈できる。

週上にあげられた米国は、少なくとも当面の現状維持が保障され、満足な結果といえる。米国を強く批判した途上国側は、「協力の強化」のプロセスと、IGFの設置で、「まだ門戸は開いている」と、政治的交渉継続の希望的解釈をしている。「ゲームオーバー」ではないのである。中間派が欧州連合(EU)で、自ら提案した「新しい協力モデル」は否定されたが、それに近い「協力の強化」が認められて、面子が保たれた。

これまで「オブザーバー」参加だった民間企業と市民社会は、「マルチステークホルダー」のIGFではより主体的参加が可能となり、一方的な政府主導は防ぐ

*1 インターネットガバナンスに関する作業部会(WGIG)報告書p5 www.qgig.org

ことができる。国連の公式組織で、「マルチステークホルダー」方式はほとんど前例がない。こうして、各主体のいずれもプラスと思える結果を得たことで、ひとまず交渉は妥結したのだった。

WSISの決定を受けて、2006年2月、ジュネーブで、IGFのあり方について広く協議する会議が開かれた。今年10月にギリシャで第一回会合が開かれるることはほぼ確定し、IGFの構成、取り上げるテーマなどについて、様々な意見が出された。政府の関与をなるべく薄めたい、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリアなどは、「マルチステークホルダー」方式の重要性を強調したが、政府の立場も重視するEUは、IGFでは「スパムと多言語利用問題」を取り上げよと主張、その裏で「協力の強化」という別プロセスは政府のみの交渉の場にしようと画策していたようだ。

「セキュリティ」はどうするのか？

IGFでは、ドメイン名などの論理資源問題に加えて、スパムやウイルスなどのセキュリティ対策、これに関する情報のフィルタリング、盗聴などの手段対、言論の自由、プライバシーなどの人権をめぐる課題など、対象となる分野が拡大する可能性もある。

「インターネットガバナンス」とは、文字通りに解釈すれば、利用者を含めて、インターネットをだれがどう責任をもって管理・統治していくかの問題である。という意味では、増大する一方のスパムやウイルスなど、利用者が本当に迷惑し、多くの人々が被害を受けている問題こそ率先して取り上げるべきといえるだろう。

しかし、そうした主張はあまり強くない。セキュリティ問題の議論には、ネットの利用の統制・規制という問題が切り離せない。検閲・統制を積極的に推進する中国などと、原則として利用の自由を主張する西側諸国では立場は大きく異なる。政治体制の相違をむき出しにして衝突することはどちらも避けたいのが本音のようだ。

ところで当研究所では、「情報モラル」をはじめ、情報セキュリティ問題に積極的な実践・研究を進めている。その一つが海外調査である。昨16年度は、経済産業省による公募「諸外国における情報セキュリティ政策及び技術動向等の調査」を受託・実施したが、17年度も同じく経済産業省の「諸外国の情報セキュリティ政策の動向及び情報セキュリティ関連法律の企業経営に与える影響に関する調査」という、より範囲の広いテーマの調査事業を受託した。

この調査は、アメリカ、ヨーロッパ（イギリス、フランス、ドイツ、イタリア）、アジア（韓国、シンガポール）の3地域を対象に、情報セキュリティ関連の①政府予算、②産業政策、③法律とその影響、④企業の情報セキュリティとガバナンスの実態について、現地調査を含めて調べてまとめるというものだ。当研究所が中心になって提案・受託したが、アメリカからブーズアレンハミルトン社とジョージア工科大学、ヨーロッパからランドヨーロッパ研究所、アジアから韓国の政府機関インターネット安全振興院（KISA）とシンガポールの南洋技術大学インターネット研究センター（IRC）と、海外の一流研究組織の参加・協力を得ている。また、国内でも、国際大学GLOCOM、富士通総合研究所などの協力を受け、合計すると30名ほどの人員がチームをつくって取り組むという大規模なプロジェクトである。

現在までにヨーロッパ、韓国、シンガポールの調査出張がほぼ終り、これから米国に向かうところで、三月末の報告書の完成に向けて、厳しい日程での作業が続いている。

インターネットガバナンスの問題を議論するに際しても、こうしたセキュリティなどの問題についての正確な実態調査は不可欠であろう。また、大分を中心とする、地域の利用者の実態に即した取り組みも重要である。欲張りかもしれないが、地域からグローバルまで、一つの芯を通しながら取り組みを行うことの重要性を改めて感じ、そこにこそハイパーネットワーク社会研究所の存在意義があると思っている。

ICカードを使った地域通貨の導入

九州大学大学院 比較社会文化研究院
ハイパーネットワーク社会研究所 共同研究員 大杉 卓三

平成17年11月に別府市で地域通貨「泉都（セント）」のサービスが開始された。この地域通貨はNPO法人や任意団体がおこなうのではなく、総務省の地域通貨モデルシステム事業によるもので別府市が導入・運用をおこなう。別府市は内閣府の地域再生計画に認定されている。計画の名称は「世界の健康回復都市「別府」きれい・元気づくり（ONSEN・ツーリズム）」であり、計画期間は平成17年度から平成20年度である。別府市の地域再生計画は「健康サービス」「スポーツ・コンベンション誘致」「国際化・アジアとの連携」「夜のにぎわい拠点づくり」の4つに分類され、そのなかの「健康サービス」の取り組みとして「温泉治療法の普及啓発」「ONSENウェブアカデミー」「生きがい創出（ボランティアガイド活動の推進）」などが並ぶなかに「ICカードを使った地域通貨型ポイントシステム」がある。これが地域通貨「泉都」であり、平成17年11月1日より平成18年1月31日までが実証実験期間として設定され、その結果を検証した後、地域再生計画の期間中の事業運用が予定されている。

この総務省の地域通貨モデルシステム事業は平成16年度から開始されており、千葉県市川市では「てこな」という地域通貨の名称で、福岡県北九州市では「環境パスポート」、熊本県小国町では「おぐにポイント」として実証実験がおこなわれた。北九州市は「地域通貨特区」の認定もうけており、北九州市八幡西区でNPO法人地域通貨オリオン委員会による「オリオン」という地域通貨が運用されていることでも注目

を集めている。

別府市の泉都は平成17年度に他の4地域と共に採択された。別府市以外の4地域は、千葉県銚子市「セグロウ」、島根県雲南市「ふるさと通貨」、島根県海士町「ハーン」、熊本県阿蘇市「Grass（グラス）」である。平成16年度、平成17年度の合計8地域のなかには残念ながら実証実験の期間のみで終了してしまった地域通貨もある。

地域通貨モデルシステム事業の目的には、「コミュニティ活動の活性化」と「地域経済の活性化」があげられている。この目的そのものは全国に数百事例存在する地域通貨に共通するものである。地域通貨モデルシステム事業の特徴はICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用するところにある。一言にICTと言っても様々なものがあるが、この事業ではICカードを利用する事が最大の特徴となっている。実施主体は地方公共団体であり使用するICカードは住民基本台帳カードの仕組みを利用しての運用となる。

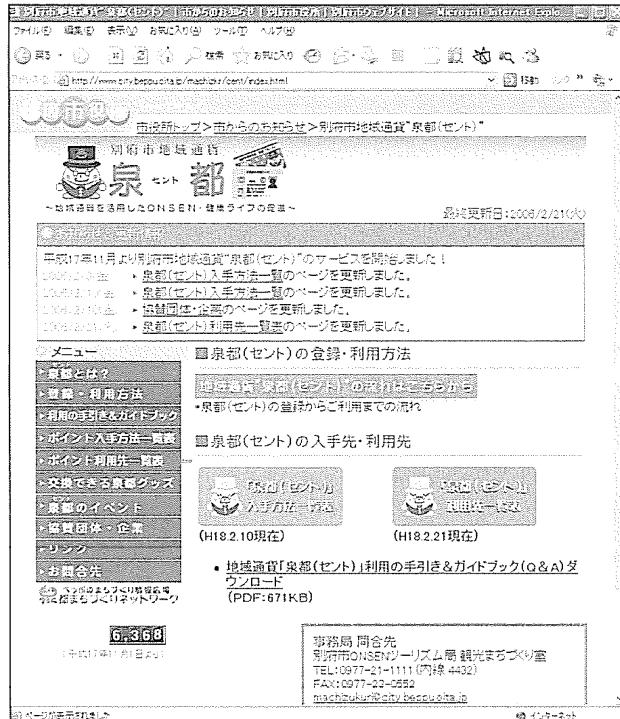
別府市の泉都もICカードの方式を採用している。ただしICカードだけではなく、地域通貨としてなじみのある紙を使った「泉都券」も併用している。泉都に参加するには、別府市の窓口に申請をして参加登録をする必要がある。別府市に住民票がある場合は、まず住民基本台帳カードの交付申請をおこなう。また住民基本台帳カードの交付を受ける際に「公的個人認証」を取得すれば、インターネットを通じた地域通貨のやりとりや照会も可能となる。別府市外の在住者や外国

人、15才以下の場合は、泉都を使用するための「一般カード」の交付を受けることになる。別府市に住民票がある場合でも住民基本台帳カードを必要としない場合は一般カードでの利用も可能である。

泉都の価値基準は「1泉都=1円」相当で、1時間あたりの活動には100泉都の支払いが目安として設定されている。泉都是公園の清掃作業やまちづくり活動などへの参加の謝礼として支払われる。参加者同士で泉都をやりとりすることも可能で、市営温泉や体育施設、スポーツイベント（大分トリニータ、大分ヒートデビルズ）、別府八湯温泉泊観会（オンパク）等で利用することができる。

また泉都には「減価」の仕組みが導入されている。これは一定期間がすぎると地域通貨が自動的に減価する仕組みで、地域通貨の流通を促すために採用されている。地域通貨を使用しないで持ち続けると自動的に価値が下がることになる。紙での地域通貨では減価の仕組みの実現に手間が掛かりすぎることから採用が困難になるが、泉都是ICTを活用する地域通貨であるために、こうした機能を盛り込むことが容易である。

ICカードの地域通貨はセキュリティ面において安全性が高く、減価のような様々な機能を盛り込むことも可能である。その反面、地域通貨を管理するサーバやICカードのリーダーライターなどのハードウェアの投資が必要であり、システム導入と運用経費がかさむのが難点である。地域通貨はあくまで「補完通貨」であり、何を補完するのかといえば当然ながら法定通貨の「円」である。地域通貨の導入の効果の一つとして地



別府市地域通貨「泉都（セント）」ホームページ

域通貨の流通が活性化することで円の流通も促進されることがあげられる。どうしてもコスト高となるICカードの地域通貨であるが、導入と運用経費に見合うだけの地域経済の加速装置として機能できるよう利用促進されることを望みたい。

地域通貨モデルシステム事業のホームページには、4地域の地域通貨を紹介したビデオが用意されている。この事業の採択地域である北九州市、市川市、海士町に加えて、NPO法人がおこなう事例として兵庫県姫路市「千姫」も取り上げられている。千姫はICカード方式ではないが、インターネットや携帯電話などICTを活用した事例として紹介されている。千姫の基幹システムはオープンソースとして無償で公開されていることでも知られている。他地域の取り組みの様子を知りたい場合はこのビデオを参考にするとよいだろう。

<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/rdd/ccs/ccs.htm>

中小企業庁委託事業 平成17年度情報モラル啓発事業

「情報社会で問われる企業の社会的責任」

ハイパーネットワーク社会研究所 主任研究員 渡辺 律子

① 事業の概要

「情報モラル啓発事業（経済産業省中小企業庁委託事業）」も3年目が終了した。平成15年から行っているこの事業では、企業がITを活用して情報を取り扱う際に、情報モラル（やり取りする相手の権利や安全を損なわず、社会の信頼を得て活動するために必要な考え方や行動）を普及・啓発することが目的である。今年度は継続した事業内容としてセミナーの開催とパンフレットの配布、また新規に普及啓発ビデオを制作した。

② セミナーの開催

今年度のセミナーは、島根、岩手、大阪で開催した。概要は右のとおりである。

昨年度に引き続き「企業における個人情報の保護」を主な柱に設定し、初心者に向けに基本的な内容を、経験者に向けに、昨年より一步踏み込んだ具体的な内容をとりあげる構成にした。また大阪セミナーでは、「情報セキュリティ」の柱を追加した。

アンケートから、セミナーの参加者の70%～80%がインターネットをよく利用しており、「セキュリティポリシーを既に策定」「個人情報保護委員会などの組織がある」と答えた企業は、島根、岩手では50～60%、大阪では約70%を占めた。しかし社内教育については、どの会場においても「よく行っている」は40%に満たない。

セミナーに対する評価は、どの会場でも「非常によい」と「良い」という回答を合わせると約80%であった。特に、大阪のセミナーの評価は、昨年度のセミナーと比較しても最も高い評価を得た。

《H17年度情報モラル啓発セミナーの概要》

テーマ：『情報社会で企業が問われる社会的責任

-個人情報保護への実践的な取り組み-

対象：企業の経営者・管理者・実務担当者 参加料：無料

<島根会場> 事前受付 228名、実参加者 187名

期日：2005年9月16日（金）13:20～17:40

会場：くにびきメッセ（島根県松江市）

講演：「情報社会における企業の社会的責任」

牧野総合法律事務所 牧野二郎氏

講演：「事件事故から学ぶ個人情報保護に対する企業の対策」

グローバルセキュリティエキスパート株式会社 山崎文明氏

講演：「個人情報保護の具体的な対策の進め方」

元ニフティ株式会社情報セキュリティ推進室 鈴木正朝氏

質疑応答

<岩手会場> 事前受付 219名、実参加者 170名

期日：2005年10月25日（火）13:10～17:10

会場：ホテルメトロポリタン盛岡（岩手県盛岡市）

講演：「情報社会における企業の社会的責任」

明治大学商学部・明治大学大学院商学研究科 村田 潔氏

講演：「事件事故から学ぶ個人情報保護に対する企業の対策」

グローバルセキュリティエキスパート株式会社 山崎文明氏

講演：「個人情報保護の具体的な対策の進め方」

新潟大学大学院実務法学研究科 鈴木正朝氏

質疑応答

<大阪会場> 事前受付 335名、実参加者 257名

期日：2005年12月20日（火）13:10～17:40

会場：大阪国際交流センター（大阪府大阪市）

講演：「情報社会における企業の社会的責任」

きたおか法律事務所 北岡弘章氏

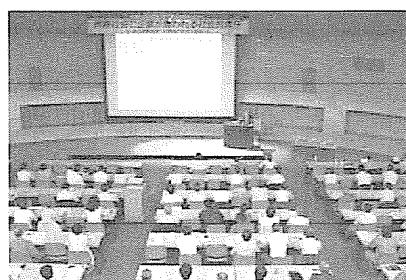
講演：「個人情報保護に対する企業の具体的な取り組み」

グローバルセキュリティエキスパート株式会社 山崎文明氏

講演：「狙われる企業の情報－企業の信頼確保のために」

カーネギーメロン大学大学院情報セキュリティ研究科 武田圭史氏

質疑応答



島根セミナー会場の様子



岩手セミナー 質疑応答の様子



大阪セミナー会場の様子

講演の主な内容

＜牧野講師＞

- 個人情報漏洩事件と人権侵害の可能性
- 企業の社会的責任・情報モラルの重要性
- 「企業のコンプライアンスは大きな枠組みができたが、ルールはいくら紙に書いても無駄である。企業の不祥事を個人の責任にしてはならない。情報を処理する業務に対して徹底した業務改善を行う必要がある。また、個人情報の保護と同時に、営業秘密の保護も十分注意すべき」

＜山崎講師＞

- 個人情報漏洩事件の事例紹介、企業がなすべき対策
- 「個人情報漏洩問題の喫緊の課題は、内部犯行の予防である」、「個人情報保護対策として今日にもすべき対策は、『アクセス権限付与の合理性点検、共有IDの使用禁止、ユーザIDと人事異動との確実な連携』など。また『クライシス・コミュニケーションの訓練』などは時間がかかるべき必要な対策である」

＜鈴木講師＞

- 個人情報保護に対する具体的な取り組み
- 「前提として『個人情報の該当性判断』が重要。企業対応のポイントは安全管理、利用目的管理、顧客対応、役所対応がある。特に安全管理は、労働者のモニタリングの適法性が論点になっているが、労働者のモニタリングが企業の円滑な運営上、必要かつ合理的なものであること、方法や態様が労働者の人格や自由に対する行過ぎた支配や拘束ではないこと、など留意しなければならない」

＜村田講師＞

- 個人情報保護を中心とした企業の社会的責任・情報モラル
- 「企業が倫理的に行動すべき理由は、長期的利益(利害関係者との友好的な関係性の維持、信頼・評判リスクの回避)と短期的利息(訴訟リスクの回避)などがある」、「企業活動は人々との共感の上に成り立つものであり、企業倫理(企業行動の正当さ、適切さ)の重要性を認識する必要がある」

＜北岡講師＞

- 情報社会で企業に問われる社会的責任・情報モラルと企業の経営問題
- 「情報セキュリティに対する法制度の方向性としては、『会社法で内部統制システムの構築の基本方針決定の義務付け』『財務報告に関する内部統制の評価及び監査の基準案の公表』などが必要」、「今後は企業の情報の正確性がより要求され、情報漏洩だけでなく情報セキュリティへの対応が要請されるであろう」

＜武田講師＞

- 最近の情報セキュリティの脅威に関する事件と対策
- 「フィッシング詐欺、スパイウェアなど、最近のセキュリティ脅威について解説。『情報セキュリティは、便利なシステムほど危険度が高い』、また一つでも弱点があればシステム全体が危険になる」「セキュリティのリスクは拡大しており、企業の信頼確保のためには、内部統制を進め、社内の不満の把握、会社への忠誠心・モチベーションを高めることが重要」

⑧ パンフレットの配布

16年度に新規に作成したパンフレットが好評を得ており、今年度12,000部を発行し、セミナー会場において配布するとともに、全国の都道府県、商工会、商工会議所、及び、郵送希望のあった企業・団体などに送付した。現在、パンフレット利用の実態や今後のニーズなどについての紙面アンケートによる調査を行っており、今後の参考にしたいと考えている。本パンフレットは以下のURLから閲覧できる。

○中小企業庁ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/jinken_panf.htm

○ハイパーネットワーク社会研究所ホームページ <http://www.hyper.or.jp/>

⑨ ビデオの制作

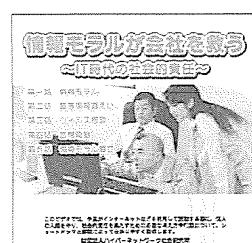
本ビデオは、情報モラル・情報セキュリティについて難しいイメージを持つ方に対し、まずは手にとって見てもらうことを目的に、情報モラルの入門教材として映像でわかりやすくまとめたものである。コメディタッチで、日常生活の中でどこにもありそうな出来事を交えたストーリーで制作した。ビデオ映像はパソコンで見ることができるようCDに収め、全国の都道府県、商工会、商工会議所などに配布する。また、インターネット上に掲載し参照できるようになる。社内の研修などに是非役立てていただきたい。

○ハイパーネットワーク社会研究所ホームページ <http://www.hyper.or.jp/>

『情報モラルが会社を救う ～IT時代の社会的責任～』(あらすじ)

ある中小企業が、社内のIT化を進めていく際に、個人情報漏洩やコンピュータウイルス、電子商取引などに関するトラブルに遭遇し、それらの問題について考えながら情報モラルを学ぶ。

社長（峰岸徹）、専務（酒井敏也）、ナビゲーター（田村后穂）などの主な登場人物が演じるドラマと解説で描いたもの（約37分間）。



⑩ 今後の活動

今後のセミナーの内容については、「社内啓発・社内教育」「内部統制と情報モラル」等についての希望が多い（大阪で行ったアンケート結果より）。また、総務省の調査によると、企業における個人情報保護対策の実施率は、2000人以上の規模の会社は89%が取り組んでいるのに対し、300人未満の企業の取り組みは51%である（H16「通信利用動向調査報告書（企業編、P45 図表5-10より）」）。こうした結果からも、中小企業における情報セキュリティ・情報モラルへの取り組みはまだ十分とはいえない。今後は中小企業の現状や課題なども把握しながら、いかに情報モラルの普及啓発を行っていくか検討し、活動を進めたい。

第50回ハイパーフォーラムの報告

開催日：2006年2月28日（火） 開催場所：アイネス「大分県消費生活・男女共同参画プラザ」
 主催：大分県、財団法人ハイパーネットワーク社会研究所



「オープンソースソフトウェア（以下OSS）」や「Linux」という言葉は、業界紙だけではなく、一般的な新聞紙上にたびたび登場し、IT産業に関わりのない人でも目にするようになってきています。また政府としては、偏りのないオープンなOSSの活用を推進している状況です。しかしながら、一般利用者への普及は、それほど進んでいるとは言えません。原因として、利用するパソコン（デスクトップ環境）への普及が遅れているからではないかと考えます。今回のフォーラムは『オープンソースソフトウェアの可能性』と題して、OSSの中でも「デスクトップ用のOSS」に焦点を絞って、この分野のオピニオンリーダをお招きし、ご講演いただきました。

■演題

○基調講演 「日本オープンソースソフトウェアへの取り組み」

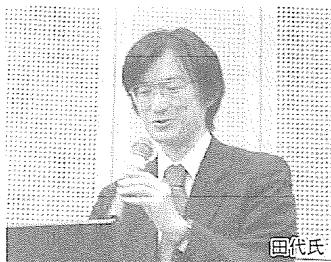
独立行政法人情報処理推進機構 オープンソースソフトウェア・センター センター長 田代秀一

○個別講演 「KNOPPIXによるOSSデスクトップの可能性」

独立行政法人産業技術総合研究所 情報技術研究部門 主任研究員 須崎有康

「OSSデスクトップビジネスの現状と今後の可能性」

株式会社アルファシステムズ 経営企画本部 技術推進部 課長 千葉大作



基調講演では、田代氏よりOSSの概要から各国のOSS支援の現状、日本の取り組み状況などの説明をいただきました。

「ソフトウェアのソースコード入手できることはセキュリティ的に弱いのでは？」の質問については「中身が分っていても攻撃できないような構造で作る事が大切」という回答をいただきました。

個別講演では須崎氏よりOSSデスクトップとKNOPPIX日本語版の歴史やWindowsとの融合、Internetから

KNOPPIXを起動する方法などの説明をいただきました。

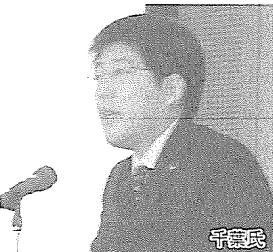
千葉氏よりOSSの豊富なアプリケーションの紹介、国内の実証実験の検証結果、OSSデスクトップにおけるビジネスに可能性がある事、販売普及戦略などもご紹介いただきました。

一般県民をはじめ自治体職員、企業の方々など約120名の多数の方にご来場いただき、盛況のうちに終了する事ができました。

ご来場していただきました皆様方ありがとうございました。

なお、発表資料につきましては

<http://www.hyper.or.jp/activity/forum/no50/>
で順次公開していくので、こちらでも是非ご覧になってください。



発行：大分県 www.pref.oita.jp

編集：財団法人ハイパーネットワーク社会研究所

www.hyper.or.jp post@hyper.or.jp Tel.097-537-8180

〒870-0037 大分市東春日町51-6 大分第2ソフィアプラザビル4F